

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和2年3月13日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第3号及び議案第11号の審査-----	3
補足説明（上下水道部長）	
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員）	
議案第23号の審査-----	20
議案第19号及び議案第33号の審査-----	20
補足説明（次世代育成部長）	
質疑（安藤薫委員）	
採決-----	28
閉会の宣告-----	29

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和2年3月13日（金）午後1時 開会
午後3時7分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員 長 嶋野浩一郎 副委員長 檜村 一臣 委員 安藤 薫
委員 村上 英明 委員 渡辺 慎吾 委員 三好 俊範

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 教育長 箸尾谷知也
教育次長兼教育総務部長 北野 人士 同部参事 野本 憲宏
同部参事兼生涯学習課長 早川 茂 教育政策課長 松田 紀子
学校教育課長 河平 浩一 学校教育課参事 山根 隆寛
教育支援課長兼教育センター所長 大崎 貴子
次世代育成部長 小林 寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
家庭児童相談課長 木下 伸記 こども教育課長 浅田 明典
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼経営企画課長 末永 利彦
料金課長 柳瀬 哲宏 水道施設課長 檜本 宏充
下水道事業課長 竹下 博和

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 溝口 哲也 同局書記 速水 知沙

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 令和2年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 令和元年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第 2号 令和2年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 令和元年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第 3号 令和2年度摂津市下水道事業会計予算
議案第11号 令和元年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議案第 2 3 号 摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第 2 条（摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第 1 9 号 摂津市立認定こども園条例制定の件
- 議案第 3 3 号 摂津市立幼稚園条例を廃止する条例制定の件

(午後1時 開会)

○嶋野浩一郎委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、檜村委員を指名いたします。

最初に、議案の審査順序について、順序の5番といたしまして議案第19号、6番といたしまして議案第33号を別々で審議をいただく形にしておりましたけれども、内容が連動いたしますので、一括いたしまして、順序の5番で議案第19号及び議案第33号の審査を同時に行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

議案第3号及び議案第11号の審査を行います。本2件について、補足説明を求めます。

山口部長。

○山口上下水道部長 議案第3号、令和2年度摂津市下水道事業会計予算につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

予算書96ページ、令和2年度摂津市下水道事業会計予算実施計画説明書をご参照いたします。

まず、収益的収入でございますが、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は、前年度に比べ5,315万4,000円の増額でございます。これは、主に消費税増税によるものでございます。

目2他会計負担金は、前年度に比べ4,295万4,000円の減額でございます。これは、一般会計からの雨水処理負担金の減少によるものでございます。

目3受託利用収益は、前年度に比べ102万4,000円の増額でございます。こ

れは、雑排水管等管理事業の増加によるものでございます。

目4その他営業収益は、前年度に比べ1万4,000円の減額でございます。

項2営業外収益、目1他会計負担金は、前年度に比べ2,563万3,000円の増額でございます。これは、一般会計負担金の増加によるものでございます。

目2長期前受金戻入は、前年度に比べ229万7,000円の増額でございます。これは、補助金等の長期前受金について、減価償却費見合いを収益化しているものでございます。

目3建物物件収益は、前年度に比べ47万6,000円の増額でございます。

目4雑収益は、前年度に比べ2,578万8,000円の減額でございます。これは、主に安威川流域下水道負担金精算返戻金の減少によるものでございます。

次に、支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目1環境費は、前年度に比べ5,451万円の減額でございます。これは、主に燃料委託料の減少によるものでございます。

98ページ、目2受託事業費は、前年度に比べ102万4,000円の増額でございます。これは、主に修繕費の増加によるものでございます。

100ページ、目3普及促進費は、前年度に比べ10万円の減額でございます。これは、前納報奨金の減少によるものでございます。

目4用務費は、前年度に比べ734万6,000円の増額でございます。これは、下水道使用料徴収事務委託料の増加によるものでございます。

目5総がかり費は、前年度に比べ619万9,000円の増額でございます。これ

は、主に一般会計負担金の増加によるものでございます。

104ページ、目6流域下水道管理費は、前年度に比べ1,462万2,000円の増額でございます。これは、安威川流域下水道維持管理負担金の増加によるものでございます。

目7減価償却費は、前年度に比べ562万5,000円の増額でございます。これは、主に公共物の新設による増加でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ9,994万円の減額でございます。これは、企業債利息の減少によるものでございます。

目2消費税は、前年度と同額の1億1,000万円でございます。

目3雑支出は、前年度と同額の100万円でございます。

項3、目1予備費は、前年度と同額の600万円でございます。

続きまして、資本的収入でございますが、款1資本的収入、項1、目1企業債は、前年度に比べ1億8,560万円の減額でございます。これは、公共下水道事業債の減少によるものでございます。

106ページ、項2負担金等、目1公債費負担金は、前年度に比べ576万3,000円の減額でございます。これは、吹田市からの企業債元金償還負担金の減少によるものでございます。

目2受益者負担金は、前年度に比べ50万1,000円の増額でございます。これは、賦課対象面積の増加によるものでございます。

目3工事負担金は、前年度に比べ1億805万5,000円の減額でございます。これは、三箇牧鳥飼雨水幹線建設に伴う高

槻市からの負担金の減少によるものでございます。

項3、目1国庫補助金は、前年度に比べ2億5,000万円の減額でございます。これは、交付対象事業費の減少によるものでございます。

項4、目1他会計負担金は、前年度に比べ2,619万3,000円の増額でございます。これは、一般会計からの元金償還金に係る負担金の増加によるものでございます。

項5、目1他会計補助金は、前年度に比べ1,037万2,000円の減額でございます。これは、元金償還金の汚水分に係る一般会計からの補助金の減少によるものでございます。

項6、目1長期貸付金償還金は、前年度に比べ5万3,000円の減額でございます。これは、水洗便所改造資金貸付金の減少によるものでございます。

次に、支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目1公共下水道整備費は、前年度に比べ4億4,332万7,000円の減額でございます。これは、主に公共下水道工事費及び東別府雨水幹線工事雨水幹線建設負担金の減少によるものでございます。

108ページ、目2流域下水道整備費は、前年度に比べ5,946万2,000円の減額でございます。これは、安威川流域下水道建設負担金の減少によるものでございます。

項2、目1企業債償還金は、5,563万8,000円の増額でございます。

項3、目1長期貸付金は、前年度と同額の250万円でございます。

以上、令和2年度摂津市下水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、令和元年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、目を追って主なものについて、補足説明させていただきます。

補正予算書7ページ、令和元年度摂津市下水道事業会計補正予算実施計画説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございますが、款1下水道事業収益、項1営業収益、目2他会計負担金は、1,005万1,000円の減額で、これは雨水処理負担金の減少によるものでございます。

目3受託利用収益は、125万8,000円の減額で、これは雑排水管等管理事業受託収益の減少によるものでございます。

次に、収益的支出でございますが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1環境費は、343万7,000円の減額で、これは下水道管渠内調査委託料など、委託料の減少によるものでございます。

目2受託利用費は、249万4,000円の減額で、これは委託料及び工事請負費の減少によるものでございます。

目3普及促進費は、31万2,000円の減額で、これは前納報奨金の減少によるものでございます。

目5総がかり費は、355万9,000円の減額で、これは主に一般職非常勤職員賃金及び委託料の減少によるものでございます。

目6流域下水道管理費は、2,142万4,000円の減額で、これは安威川流域下水道維持管理負担金の減少によるものでございます。

次に、資本的収入でございますが、款1資本的収入、項1、目1企業債は、2,130万円の減額で、これは公共下水道事業債及び流域下水道事業債の減少によるも

のでございます。

項2負担金等、目3工事負担金は、4,178万円の減額で、これは三箇牧鳥飼雨水幹線建設負担金の減少によるものでございます。

項3、目1国庫補助金は、5,000万円の減額で、これは社会資本整備総合交付金の減少によるものでございます。

次に、8ページ、支出の款1資本的支出、項1建設改良費、目1公共下水道整備は、1億3,430万7,000円の減額で、これは主に公共下水道工事費の減少によるものでございます。

目2流域下水道整備費は、597万2,000円の減額で、これは安威川流域下水道建設負担金の減少によるものでございます。

目3固定資産取得費は、63万4,000円の減額で、これは貯預金の減少によるものでございます。

以上、令和元年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 それでは、質問のほうをさせていただきます。

まず、予算書98ページをお願いします。下水道管渠内調査委託料について、昨年よりも40%ぐらいダウンになっております。その内容について、お教えてください。

続きまして、100ページです。雑排水管調査業務委託料について、こちらは、昨年256万円から70万円とかなりの減額になっております。こちらの業務委託料についても、お教えてください。

続きまして、102ページです。一般会計負担金が昨年の360万円から943万2,000円と大幅に上がっております。この内容について、お教えてください。

続きまして、104ページ、安威川流域下水道維持管理負担金、この負担金は逆に上がっております。内容について、お教えてください。

最後ですが、これは補正と絡むお話なのですが、補正でいいますと4ページです。流動資産なのですが、現金預金が約2億8,900万円となっております。予算段階では6億2,000万円となっていたのですが、基本的にほとんどが減額補正になっている中、この預金だけが、なぜ予算の半分以上になってしまったのか、内容について、1回目お聞きしたいです。

1回目は以上です。

○嶋野浩一郎委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 まず下水道管渠内調査委託料と、それから雑排水管調査業務委託料の減額の理由について、ご答弁申し上げます。

まず、下水道管の管渠内調査委託、これは3,374万円の減額をしております。これは、令和2年度のストックマネジメント計画で、下水道施設の点検調査、それから実施計画の策定をいたしますので、令和2年度の管渠内調査を見送って、令和3年度から下水道の重要度に応じて計画的に、点検調査を実施してまいります。

また、修理につきましては、緊急調査については210万円を上げさせていただいているところでございます。

次に、雑排水管調査業務の件でございます。これにつきましても同様に、来年度ストックマネジメント計画の策定をする中で、公共下水道との位置づけではございま

せんけれども、あわせて雑排水管のあり方について、どのように今後計画的に点検調査をしていくかというところを調査するため、見送ったものでございます。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員からのご質問に、お答えします。

3番目にご質問のありました一般会計負担金でございますが、今回、会計年度任用職員という制度が始まりまして、先日もお話しさせていただいたのですが、今まで下水道事業を担当してくれた参与のほうで特別職という形で、下水道事業会計から負担していたところでございますが、その部分につきまして、この制度改正に伴って特別職の扱いというところで、下水道事業会計からというか、市全体の話ですが、給料の分を人事課のほうで負担していただくと、制度上の問題ですが。その後、下水道事業会計のほうから一般会計のほうに負担金として払わせていただくというところが、主な増額の理由でございます。

それと、もう1点、5番目にお話がありました、委員がおっしゃっているように現金が減っているという状況。補正予算の部分でいいますと、現金が補正予算で減額すると減ってくるという状態。当初予算に比べまして、できるだけ現金を留保するというか、下水道事業会計、一般会計補助金という状況の中でいただいている中でいいますと、現金の支出、ぎりぎりの経営というか、相殺しながら、期間の中で、できるだけ現金の留保を少なくというか、最終的に残らないようにという形では経営させていただくところです。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 安威川流域下水道維持管理負担金の増額の内容について答弁申し上げます。

この負担金の増額につきましては、大阪府から終末処理場の中央水みらいセンターの汚水処理に係る焼却炉、汚水ポンプ施設及び監視制御盤などの電気機械設備の点検整備委託の増額と聞いております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 三好委員。

○三好俊範委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

下水道管渠内調査委託料、雑排水管調査業務委託料については、ストックマネジメント計画を進めるために一旦中止されたというような説明で、一定理解いたしました。ストックマネジメント計画については、後にちょっとだけお話しさせていただきたいのですが、とりあえず置いておきます。

一般会計負担金についても、特別職の扱いが移りまして負担金がふえたということで、そこに関しても理解いたしました。

安威川流域下水道維持管理負担金は、点検業務がふえたということで、こちらも一定理解いたしました。

最後、補正予算に関して、現在の予算でもそうなのですが、現金が減ってきていると。これは、平成30年度の当初予算案では9億円あった現金預金が、令和元年度の補正の段階で、約2億8,900万円しか残りがなくなっている状態になってきています。前回の委員会でも言わせていただいておりますが、流動資産に対して流動負債の割合がもう完全にオーバーしていると。今回の予算案につきましても同様に、差額が33億円近いものと見受けられます。その中で、現金がどんどん減っている中で、このペースでいけば、現金預金という意味合いであ

れば、もうあと2年ももたないのではないかと思いますのですが、そのあたり、どのように考えられているのか。

そして、この下水道は、ことしに関しては予算書の最後のページで、現状借りているお金の総額がぱっと見えるようにしていただいております。600億円近くの企業債を借りているわけです。上水に関しては約66億円で、下水は10倍近く企業債を発行している中で現金預金がどんどん減ってくると。ストックマネジメント計画を進めることによって、それを切り抜けていくというお話ですが、当初の予定よりも現金預金が減ってきているという中での、現金預金がいままでつのかという、今後の見通しをお聞きします。

そして、例えば、このストックマネジメント計画をそのまま当初の予定どおりに進めていただければ問題ないのですが、あと10年もすればほとんどの管路の更新時期が近づいてくるというお話も随分前から聞いております。その中で、このストックマネジメント計画が、例えば、思っていたよりも効果が発揮できなかったという場合について。このストックマネジメント計画というのは、基本的には管路に優先順位をつけて直していくという計画だと思います。ただ、地震とか自然災害によって、事態はいろいろ変わる可能性もありますので、それは誰もわからない、10年後、20年後になってみないと、誰も計画どおりにいっているかというのは、多分100%というのは保証できないと思うのですけれども、もし計画どおりに行かず、管路の更新時期がもう一気に来てしまった場合、どういったことが予想できるのか、その3点、預金のお話と、今後、お金に関してどう考えているのかと、ストックマネ

ジメント計画が実行できなかった場合の予想をお教え願えますか。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員からの2回目の質問に、お答えさせていただきます。

現金預金のほうですが、下水道事業の場合、水道事業のほうは幾らかの減価償却費というか、留保資金をためながら経営させていただいております。下水道事業におきましては、毎年の収支のバランスがどうしても企業債元金の償還に重きを置かざるを得ないという、そこでつなぎながらというところがございます。

留保資金につきましても、通常の経営でいいますと、過年度の分の留保資金で補てんしながら経営しておりますけれども、下水道事業については過年度だけでは足らずして、当該年度、今回でいいますと令和2年度の留保資金を入れながら、経営しているというところがございます。

この部分につきましては、現金預金が最終的には、この貸借対照表の中では、現金預金、いろいろ未払金とか、退職金の引当金とか、そこも含めているのですけれども、企業債をつなぎながら幾らか残していく、ただ、それが純利益といいますか、留保資金というか、その分に回せるほど余裕があるかというところ、ないところがございます。

ただ、企業債のほうにつきましても、ことし、令和2年度残高が257億円という状態でございます。ある程度、当初、平成11年にはピークとして540億円という元金を抱えながら返済してまいりました。その中でいいますと、ここ10年、令和10年には今のままでいきますと118億円と半減していく、企業債は減ってい

く、また、元金償還も減っていくというところがございます。

今後、管路の更新の時期が終了し、これから維持管理の状態に持っていく中で、その元金償還の分が残った分を幾らか、そちらに回せるかなという思いでございます。

それと、おっしゃるとおり、現在、ストックマネジメント計画は調査も含めて、まだ出来ていない状態です。今の想定の中でやらせていただいている中でいうと、老朽度で判定という形、下水道管路の中の状態を見ながら一つずつ絞り込んでいくという中では、調査をしながらやっていく。ただ、三好委員がおっしゃるとおり、大きな災害とか、すごく長い距離を破損されているとかいうときにどうするかというお話も、そこは緊急事態でございますので、そこを最重点に直していかないといけないというところ、そこに対しての費用を集中するというような手段は、そこは緊急対策になります。今、そこまで考えられている余裕が経営的にないのかなというところ、ただ、そうなった場合は、実際やらせていただくつもりではおります。

○嶋野浩一郎委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 先ほど、参事のほうが大抵ストックマネジメントの説明はされたのですが、私のほうから、もう少し詳細なところについて説明させていただきますと、実際に委員がご心配の、今、30年を超える管渠といたしますが、現在60キロメートルほどございます。今後、20年、30年続いていきますと、耐用年数50年を超えていく管渠がかなり多くふえてくる。

背景でいいますと、昭和の後半から平成の半ばぐらいにかけて、集中的に下水の工

事をやってまいりました。その中で、一気呵成に工事をやってきた分、その分、一気呵成に更新をしていかなければならない時代に突入しますので、そこをいかにライフサイクルコストの縮減をしていったり、あるいは平準化をしていくのが、このストックマネジメント計画でございます。

といいますのも、水道と違いまして下水道については、管渠の中をカメラで見ることができます。できることによって、今、管渠の状態を予測することができるのです。これは専門家により来年度ストックマネジメント計画を立てる中で評価させるのですけれども、ひび割れが何か所あるとかの危険度判定といいまして、ランクづけをしてまいります。そういうことによって、仮に耐用年数50年を超える管渠でありましても、まだもつ管渠については、流域は75年ほどもたせると聞いているのですけれども、実際我々も、それに近い形で、もつ管渠についてはもたせていこう。そうすることによって、一気に更新費が増大しないような形に持っていきけるのではないかと、これをストックマネジメント計画でつくってまいるといってございまして。よろしく申し上げます。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 3回目、質問させていただきます。

ストックマネジメント計画については理解していますが、企業債の話で元金のお話を先ほどさせていただきました、600億円近くあって、行く行くは118億円になるというお話もいただきました。そうなると600億円近くから考えると、約6分の1近くにはなっているのですが、ただ、また更新の時期に来ると、減らした500億円ぐらいのお金が、また新たに必

要になる可能性があります。技術も発展しているし、単純計算ではないのも理解していますが、500億円近くのお金がまたかかってくる可能性があるということで、やはり一気に更新の時期が来るとということで、ストックマネジメントを計画されているというのは理解できているのですが、この下水道の経営自体が、私は摂津市の中で一番経営が厳しい状況だろうなと思っていて、一番気をつけないといけない事業だなと感じております。

その中で、予定よりもやはり現金預金が減ってきているというところで、これも枯渇しないようにはされたいとは思いますが、このままのペースで行けば枯渇する予想が立ってしまう中で、やはりストックマネジメント計画が本当に肝になると思います。このかじ取りを少しでも間違えてしまうと、全てが破綻しかねない。10年くらいはもったとしても、20年、30年先のことを考えると、かなり先の世代に残すものが大きくなってしまふことが予想されますので、毎年予算立ての中でしっかりと計画していただいて、必ず計画性のある実行を、10年、20年先まで部長もいろいろと計算していただいているとは思いますが、できるだけぶれない、予想に反してしまったということがないようにだけ私のほうから申し上げまして、質問のほうを終わりたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 ほかございますか。安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、質問をさせていただきます。

下水道使用料が前年と比べると2.9%、5,315万4,000円ほど増額を見込んだ予算になっております。きのうも申し上げましたが、摂津市の下水道使用料とい

うのは、市民の側から見ると非常に高い。水道は北摂7市では3番目の高さでありますけど、下水道については、もう断トツに高いというのが続いています。これも歴史的な経過があったり、整備の期間が集中していたり、いろいろな経過があるのは十分承知の上でありますけれども、水道でいうと一番低いところとの差は大体1.15倍ぐらいですが、下水道になりますと1.7倍ぐらいの差があるのです。同じ北摂の地域に住んでいるのだけでも、蛇口をひねって排水する、水道、下水と合わせますと7割近い負担があるというのは、これは厳然たる事実であって、何とかそういう差を自治体の努力だけで埋めていくというのは難しいかもしれませんが、いろいろな工夫をして、市民の負担軽減を図る努力をしてもらいたいなと思っております。

水道のほうにも確認させてもらったのですが、昨年10月の消費税の増税分が下水のほうも2%上乘せになっておりますので、下水道使用料の消費税増税に相当する額というのは、この5,315万4,000円の中で幾らになるのか、その点、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、基本的なことを聞くのですが、一般会計の負担金がございます。雨水の場合については、基本的に税で見ていくのだと。汚水については、それぞれの公営企業で見ていくのだというようなことなのですけれども、96ページにある収益的収入の一般会計負担金、1億461万4,000円、それから資本的収入にあります一般会計負担金の合計4,225万3,900円、同じく資本的収入にあります一般会計補助金、先ほどはどちらも元金償還の補助金の汚水分だというようなご説明いただきましたけれども、基本的なこと

恐縮ですが、その辺の内容について改めて、どうしてこういうような補助があるのか、どんな仕組みで一般会計から繰り入れがされているのかについて、ちょっとレクチャーをしていただけたらなと思っております。

それから、下水道使用料の次に雨水処理負担金として8億2,956万2,000円があります。雨水処理の費用だと思っておりますけれども、こちらは4,295万4,000円の5.9%の減額になっております。使用料と雨水処理の負担金の仕組みの違いだとは思いますが、この辺の増額と減額のところを教えてくださいなと思っております。

それから、これは三好委員からも質問がありましてご答弁されていましたが、管渠費にあります委託料の下水道管渠内調査委託料の減額です。ストックマネジメント計画が令和2年度に立てられていく中で、管渠内の調査については令和3年度以降というお話でありました。それは理解いたしました。

その上で、下水道事業経営戦略の中にも、今後10年間の計画ということで、維持管理費には、先ほどもご説明ありましたように破損による影響が大きい主要な管渠、それから供用開始後30年経過した約70キロメートルの管渠を中心に、管渠内をテレビカメラで調査を行って、状態把握と必要に応じた修繕を行うと書かれていました。その経営戦略の中にあります表を見ると、管渠調査委託料等は、今後10年間、毎年3,700万円ずつ計上されているのです、あくまで計画だと思っておりますけれども。それに基づいて、維持補修にかかる修繕費がかかってくるので、5,000万円の金額が計画として、10年間毎年上げておられます。2020年度予算額から

見ますと、維持補修にかかる修繕費は2,530万円です。10年間というのは長いようで、あっという間にやってくるものですので、ストックマネジメント計画が平成31年度ではなくて、令和2年度になってきて、さらにずれ込んでいくというようなことになりはしないかというような心配はしているのですけれども、その点のお考えについて、そのストックマネジメント計画によって明らかになってきた、いろいろな諸問題、破損のおそれがあるとか、耐用年数が50年を経過しているとか、そういったものから優先的に整備をしていかれようとは思いますが、そのめどについてもお聞かせいただきたいと思えます。

それから、100ページにあります受託事業費で、工事請負費として鳥飼野々マンホールポンプ更新工事が計上されています。鳥飼野々のマンホールポンプについても、数年前にメンテナンスをされていたような記憶があるのですけれども、その後、近所の人から異音がするというお話をお聞きしていただきまして、いろいろご相談もさせていただいておりました。今回更新工事ということですが、ポンプは数年前のメンテナンスから数年の間にいろいろな音が出てくるということも含めて、今回の更新について、どんな経緯とどんな更新を行おうとしているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

あと、三好委員からもお話がありました企業債についてです。下水道事業は、本当に短い間に下水道の整備を進めていくという、ある意味、政策的な意味で突っ走ってきた、その分、企業債の残高が膨れ上がっていて、一遍に償還もピークが来るといふことでの特別な事情があるというのは

承知しております。議案の説明の中でも部長がおっしゃいましたけれども、支払利息についてはちょっと下がっているのだということでもあります。この際、それぞれの現状の残高、それから支払利息についても、かつて非常に高い金利で借りておられるものを安い金利に借りかえをするなどして支払利息を低減するようなことが行われてきたかと思えます。この間、大分金利そのものも下がってきてはいると思いますが、現状の残高の中での支払利息はどのぐらいなのか、教えていただけたらと思えます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 竹下課長

○竹下下水道事業課長 私のほうから、下水道管渠調査の現状と、それからストックマネジメント、それと、経営戦略、ここの差について、ご説明申し上げます。

まず、下水道の事業経営戦略の36ページに書いてございます管渠調査委託料、平成30年から3,500万円、翌年から3,700万円で一律、その下の修繕費というところで、現状この平成30年の段階では、令和2年との差はございます、ストックマネジメントこの経営戦略を立てる折に、概算値なのですけれども、当時の経営戦略を立てたコンサルタントによって、このような形で34ページの図のように二つの山があって、下に平準化するような意味合いの図であります。そんな過去に管渠調査をした経緯の中で、実際に管渠の重大な破損は大きく見受けられなかったその中で修繕の発生割合をもとにこの表をつくりましたら、10年間ぐらいは大きな管渠の更新はなく、修繕で耐え得るだろうという計算で、実際に平成41年、つまり令和10年から以降、改修・更新の時代に入ってく

るというグラフになってございます。

当時のストックマネジメントと、来年度、策定するストックマネジメントの違いを申し上げますと、この平成29年度、平成30年度に管渠の調査、これを安威川以南・以北、今年度も安威川以南で幹線全ての調査を行っているところです。その評価をもとに、令和2年の策定時に改修・更新の計画をします。これが実際に2年やなしに5年ぐらいあったらもっと精度は高いのですけれども、実際に13キロメートルから15キロメートルの調査を2か年やっておりますので、その2か年の情報でもってストックマネジメントの整理をするというわけで、この経営戦略に示してありますものとは若干なりと変わってこようかなと思うのですけれども、これが大きく違えば、先の経営戦略も改定していく必要があるのかなと思います。

それと、もっと先の長い話になりますと、我々が考えておりますのが管渠調査と改修・更新費用、これについては、大体5年から7年の計画を考えております。それでいくと、耐用年数からいうと、その先をご心配されると思うのですが、計画を見直して、PDCAのサイクルを継続していく、そうすることによって、改修・更新の管路はどこにあるのかというのを、この調査及び評価の中で決めてまいりたいと考えております。

それと、鳥飼野々のマンホールポンプの件でございますけれども、これにつきましては平成11年、鳥飼野々の浸水被害を契機に設置されたマンホールポンプでございまして、現在2台のポンプで水路のほうへ強制的に排水しているというものでございます。

これにつきましては、実際に平成13年

にポンプの1基目をつけさせてもらっています。先ほど委員がおっしゃった数年前というのは、恐らく平成29年なのかなと、このときにはもう一台増設しております。

それと、大雨時にちゃんとポンプが稼働するように、毎年度、保守点検は専門業者のほうに見させております。

そういう中で、今回の更新については、このポンプに附帯しております、大雨時に水位を感知する水位計装置、これが経年による劣化で機能不全を起こしかけているという評価が専門会社から出ましたので、この水位計を新機器に取りかえるものでございます。

また、あわせてポンプの異常が発生すれば、職員に通知されるよう緊急時の通報装置を新規に設置して、ポンプ場の施設の充実を図るものでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 ご質問にお答えします。

安藤委員のご質問でございますが、使用料が幾らか、令和2年度予算では19億円と、5,315万円ほどふえているところでございます。当然、昨日もでございますが、消費税の分、そしてまた増量している分がでございます。

消費税の分につきましては、昨日水道のほうで1,850万円というお話しさせていただきました。下水のほうは1,700万円でございます。

それと、もう一点ございました一般会計負担金、繰入金の内容でございますが、一般会計の繰入金を改めてというところがございます。下水道事業に係る経費の規模につきましては、公営企業の繰り出し基準というか、そういうところで、雨水公費で汚

水私費という基準に応じて負担させていただいております。

雨水公費・汚水私費の原則に基づきまして、大きく分けると7項目ほどあるかと思っております。一般的には雨水処理に関する経費、また分流式下水道に要する経費と流域下水道の運搬に関する経費と、7項目の中で分類をしながら、雨水分については一般会計のほうで負担していると、汚水分については下水道使用料をもって支出しているのが実情でございます。

内容的には、先ほど安藤委員がおっしゃいましたとおり、一般会計繰出金20億2,000万円でございます。その中で、予算書の96ページでございましたが、雨水処理負担金として8億2,956万2,000円、雑排水管等管理事業受託収益で1,414万7,000円と、営業外収益で一般会計負担金1億461万4,000円、市役所本庁舎施設使用負担金で1,683万4,000円、それと資本的収入額では一般会計負担金5億4,000万円、一般会計補助金で5億1,000万円と区分のほうを分けさせていただいております。

ただ、一般会計の歳出のほうでは、20億2,000万円という表記をさせていただいているところでございます。

それともう一点、雨水のほうでございます。雨水処理に対する経費の内容につきましては、ある程度雨水処理に関する減価償却費とか、維持管理費というところで計上させていただいているところでございます。その中身を言いますと、維持管理負担金としまして約8億2,000万円の中で、維持管理負担金として1億5,700万円、昨年度から766万円減少していると。減価償却費としては5億341万円、昨年度より126万円増加していますと。企業債

利息に関しましては、1億6,600万円で前年度より3,868万円減少していると。この中でいいますと、減少の主なところは、企業債利息の減少と雨水にかかった経費の区分でございます。

それと、企業債でございます。先ほどもお話があったとおり、令和2年度最終的な残高でございます、今年度この257億円の残金、令和元年度274億円でございますが、令和2年度の償還金でございますが、償還金につきましては平成2年から令和2年度に借り入れた分について償還させていただいているという状態でございます。

細かい内容でございますが、企業債利息の償還金としては、4億1,642万円、単年度でございます。その中で公共下水道事業債としては2億9,357万円、流域下水道事業債としては4,699万円でございます。資本費平準化債として7,585万円でございます。この利息につきましては、低金利の中で、ここは全体的に減少しているというところでございます。

それと企業債元金の償還ですが、38億7,502万円で単年度償還していく中でいいますと、公共下水道事業債が18億7,355万円でございます。流域下水道債が3億1,156万円でございます。資本費平準化債が16億8,989万円でございます。

この中で、企業債元金が幾分か増加している状態と言いますと、令和2年度の借換債を活用していく中では、資本費平準化債が昨年度より1億1,213万円増加しているのが、元金償還が増加している主な要因であります。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 使用料については、今の財政の話をしながらか使用料を考えていくと、水道もそうですけれども、数字だけを見ていくと、なかなかやっぱりしんどいし、運営されている皆さんにとってみても頭の痛い、非常に大変なものだというのは理解できますが、同時に、やはり水道・下水道というのは、日々の市民の生活にかかわる問題です。

特にきのう渡辺委員からもお話しされていて、非常に共感して聞いていたのですけれども、GDPが7.1%ほど下がっているという状況、そこに新型コロナウイルス関連の問題が起きてくるということで、日々の生活に係る経費の負担の大きさと、それから企業そのものの運営が厳しくなっていて、結局しわ寄せは働く人たちであり、中小企業ということでもありますので、そういう点もぜひ考えていただいて、ちょっと頭に入れていただきながら、一時的なものでもあるといった考え方もあると思うので、水道含めて減免を新型コロナウイルス関連の対策として考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

大阪北部地震のときの水道の減免というのは直接、断水の後の濁り水等で出た部分の減水ということで、物があつたのでやりやすかったのかなと思いますけれども、この生活面から見て、企業会計といえ、なかなかそこに出すのは難しいけれども、公営企業という考え方で、減免を検討していただきたい、するべきではないかと思ひます。

ちょっと部長、昨日もお答えいただいているのですけれども、もう一回その点だけお答えいただけないでしょうか。

それから、管渠費や維持補修費にかかわるストックマネジメント計画であり

ますが、お話をお聞きしたので一定理解いたしました。

今後の中身で、平準化を図っていく計画が具体的にされていくのかなと思います、あくまで経営戦略は全体の考え方をお示しされたものとして、具体的なものについては、大きな変更があるたびに、毎年チェックをして進行管理をしながら随時更新していくのだということでもありますので、私たちも実際、菅を直接見に行くこともできませんし、全体像をつかむことはできませんので、進捗状況を把握し、進行管理をしていただいご報告をいただくと、私たちもまたそこにいろんな議論をさせていただけるかと思ひますので、その点のお願いをしておきたいと思ひます。

それから、鳥飼野々のマンホールポンプについては、わかりました。今、竹下課長がおっしゃったように、平成11年に鳥飼野々の地域で、バックウオーターで100戸近い住宅、近隣全域が床上浸水になったという大きな災害がありました。その後、番田川の水門ができたり、排水機場ができたり、鳥飼野々の当該地域でも、今お話があつたように、ポンプの整備をしていただいていますから、地域の者からしてみると非常にありがたい施設です。

ありがたい施設なのだけど、夜間動いたことによつて、夜間の音などは非常に困惑をしていたということがありました。今度、更新をしていただくということでもありますし、ちょっとまた様子も見させていただきながら、いい方向に改善を図っていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、企業債については、非常に大きな残高がある中で、支払利息をちょっと見せていただきますと、年5%から6%の

利息で借りている残高がまだ十数億円あるのがわかります。もちろん借入先との関係もあるかと思えますし、公的機関からの借り入れというのは、利息を下げるということが可能なかどうなのか、ちょっと私はわかりませんが、まだ支払利息、金利を下げる交渉の余地のあるものというのは、その中にまだあると考えていいのでしょうか。ちょっとその点の状況を教えていただけたらと思います。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員からのご質問にお答えします。

利息のほうでございます。平成2年から、時代としましてはバブルが始まったところからのものが今、企業債として残っているというところがございます。

ここ最近でいいますと、利率としては平成2年で7.3%、昨年度は0.6%、かなり差がございますが、その当時で借りた分につきましては、利率は財務省でお借りさせていただきながら、この利率は固定的に変化させることはできないところがございます。

ただ、借換債でございます、財務省で昔30年で借りたところで借換債をすると。そこになると、市中銀行との交渉、現在は財務省でそういうのはあるのですけれども、これから先、今まで銀行で借りていた分の平準化債のほうは財務省、借換債のほうは市中銀行でやる中では、その部分の利率は変更できると思いますが、入札等々で利率を下げることはできます。ただ、その部分については今後ほとんど無くなってきている、少ない状態であるかと思えます。ただ、できる限りのことは、できるだけ低い利率で借換債を確保しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 昨日も、渡辺委員から同種の質問をいただきましたけれども、減免ということで、減免してもしないでも、結局お金はお金でありまして、今景気がこれだけ、10月、12月期、GDP年率7.

1パーセント換算とおっしゃったと思いますけれども、多分5月が出てきたら、恐らくリーマンショックを超えるぐらいの部分になるのだろうという、今の報道を見ておると、そのようなことでございます。

ただ、この件につきましては、私の考えとしましては、昨日申し上げました渡辺委員に対するお答えとほぼ変わっておりません。結論的には変わりません。今やるべきことは、やはりこの水際対策はほぼアウトでありますから、しっかりと蔓延を防ぐという方向にお金を使うべきである、そこにやっぱり市としてはお金を使うべきであって、そこからやはり景気が低迷をして、消費がどんどん落ち込んで、以前から言うておりますデフレのような状態が長く続いていくという、こんなこともあるかもしれないけれども、今やるべきは、やはりその蔓延に対するとこに対策を集中するという事ではないかと思えます。

上水道にしましても、下水道にしましても、おのおのやはり基本的な役割というものがあつたわけでございます。もちろんこれは受益者負担の中で料金をいただいて、下水の場合としては、雨水については一般行政経費というところでお金を入らせていただきながら、やっぱり安全対策、水質保全、水道でいいましたら、安全な水の安定給水ということ、これがやっぱり我々の使命でございますので、この使命のところでもって市民の皆さんに貢献するのが本市であ

ると考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後にいたします。

利息については、随時努力もしていただいて、少しでも経費の削減を図っていただきたいと申し上げておきます。

減免を含めて使用料の引き下げ、値上げを規制ということについては、今までとご答弁も余り変わらないと思います。

ただ、新型コロナウイルスにかかわる景気への影響というのは、リーマンショックのときとやっぱり異質のものだと私は思っています。もちろん感染の蔓延を防ぐ、パンデミックを防ぐというのは当然のことであって、これは国を挙げてやっていたかかないといけないと思うのですが、リーマンショックのときと一番大きな違いというのは、リーマンショックの場合は、落ち込みは、いわゆる金融経済が中心でした。

しかし、今度の新型コロナウイルスの場合は、仕事が現に動かなくなる、仕事がなくなる、収入が断たれるということで、实体经济を壊しかねない、非常に深刻な状況を生み出しかねないという問題であります。

もちろんそれを水道・下水道の皆さんに補てんしてもらおうという性質のものではないというのはよく理解をしておりますし、これは国が先頭に立って、今の予備費の中で対策を打つのではなくて、1桁、2桁違う、きちんとした対策を打つべきものだと思います。

同時に、一番市民の皆さんとの身近なところで働いている摂津市が、もしくは市民の生活や衛生を守っている水道・下水道の皆さんも、水道や下水道の品質を守る、将

来にわたってこの事業を守っていくという大事な使命を持ちながらも、やっぱり市民の暮らしに心を寄せるといふ考え方は持っていただきたい、このような非常に心配される状況の下では頭には入れていただかないといけないなど。

あえて部長はお金のことをおっしゃったと思いますけれども、しかし、これは市として、公営企業として、やはりそこはしっかりと考えていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、2点ほど質問させていただきますと思っております。

以前にも質問したと思うのですが、下水道の普及促進費です。当然下水道管を引いた後に、それにつながる近隣の方々は、それなりの水洗化を進めていくということで、ある一定の期間にやらなくてはならないということになっていたわけですが、それをできないという例もあるとお聞きしております。それは、どのような形で対応していくのか、これ非常に苦慮されているということもよくわかつたわけですが、とりあえずそういうお宅が何軒くらい摂津市内にあって、それに対してどのような働きかけをするのか、お聞かせ願いたいと思っております。

それから、これは部長にお答えをお願いしたいのですが、市長が鳥飼地区のグランドデザインという形の中で、雨水幹線の普及をやっていくと、これは災害対策の大きなものだと思うのです。代表質問でも質問しましたが、そういう点では、川の氾濫とか集中豪雨とか、そういうことに対して現実におそれを感じているのです。その辺のことを考えまして、できましたら

早急に、より迅速に雨水幹線の対応をしていただきたいと思うのですが、部長としては今後どのような形で進めていかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、2点でお願いします。

○嶋野浩一朗委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 渡辺委員の水洗化の啓発、具体的にどうしていくのかというお問いだったと思います。

昨年の決算審査に係る委員会の折にも同様の質問をされて、啓発活動をやってまいりますというご答弁をさせてもらったと思うのですが、その後、どういう形でやっていったらよいかというのを、これはとにかく浄化槽や、汲み取り世帯、ここが集中している地域はどこなのか、これをある程度割り出しまして、これは既に終わっているのですが、東別府地区で100件ほど排水設備を行っていただいている世帯がございます。そこを啓発しております。どういう啓発かといいますと、環境政策課は浄化槽届け出関係を所管している部署でございますので、そちらのほうとタッグを組んで啓発をしています。

具体的にどういう形かというのと、まず、下水道の接続の啓発調査シートというものを設けまして、住居の形態であったり、年齢層だったり、そういったものを聞き取って、接続してもらえない理由であったりとか、こういう情報を蓄積します。あわせて排水設備を行っていただきたいというお願いもする、どうしてもお留守のところについては文書投函をさせてもらって、後日その方から連絡をいただきましたら対応させてもらう、そういう形で地道なやり方かもしれませんが、我々は、水洗化の伸びというのも95%以上になっておりますけれども、それ以上普及していかないと

いけないという使命を持って今後、粘り強く対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○嶋野浩一朗委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 鳥飼地区のグランドデザインでございますけれども、令和2年度から政策推進課のPTとして発足させることは、以前から聞いておりましたけれども、私も正直申しまして、この中でグランドデザインとはいかなるものかという部分の、大きな括りでいいますと、正確に理解をしておるわけではございません。

しかし、過去から鳥飼地区で問題になっておりました、これは去年ですか、一昨年ですか、小学校の人口の数字だったりとか、高齢化率の数字だったりとか、この辺を見てみると、田舎の地区で言う限界集落ではないのですけれども、そのような傾向が非常に顕著にある、何年後かには人口が半減以上してしまうということから、相当な危機感を持っておったと思います。

また、施設であったりとか、交通の格差ということも過去からいろいろご指摘いただいております。その中で、何とか新幹線の駅を設けて新大阪駅に行けないとか、貨物線を利用してJR千里丘駅につなげないとか、いろんなアイデアもいただきながら、それもいろいろ相手に語りながら、いやこれはちょっと無理ですよというようなお答えもいただいて、なかなか手を打てませんでした。

しかし、今回、私どももこのグランドデザインがどのようなものになるかということについては、政策推進課のPTとして中身、これは私どももそうですし、いわゆるインフラ関係のところもそうですし、ソフト事業を展開させるのもそうですし、やっぱり市政方針でも書いてあった

とおり、鳥飼地区というのはそもそも面の地域でありますから、点ではない、点の対策をしておいたのは市でありますから、その点の対策をしておいたところを線で結んで、実は市政方針はそこまでですけれども、線で結んで面として対処していくという、こういう対応が必要かと思っておりますので、そういう観点からいいますと、我々が担当しております生活の安全・安心、これは水でございますけれども、それと洪水・浸水対策、雨水対策、この両方のリスクマネジメントの考え方というのは入ってしかりだろうとは思っています。

ですから、この辺はリスクマネジメントでいいますと、リスクを減らすという、いわゆるその可能性を少しでも軽減させる、減災という感覚ですけれども、リスクヘッジも含めて、この鳥飼地区のランドデザインについて少し私どもも勉強させてもらって、今年度でつくるということですが、申しわけございませんが、いかにせんこれ以上、私は今持ち合わせておるものがないのですけれども、やはりこの我々が担当している二つの事業でもって、どれだけこのランドデザインに貢献できるかということについてはお話をし、検討していきたいと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 グランドデザインというよりも、安威川以南、いわゆる雨水整備の考え方について。山口部長。

○山口上下水道部長 安威川以南の雨水整備につきましては、現在、面積整備率で34.2%だったと記憶いたしております。それで今、重要度の高いところ、三箇牧鳥飼雨水幹線、これは番田水路の水門が平成19年に完成したということから何とか、本当はもう平成24年度、平成25年にはできていないとだめだというものでござ

います。

それと、東別府につきましては、私が入庁した昭和61年当時から浸水して、ちょうど真ん中の四つ角のところですが、そこにいろいろ土のうを持っていったり、調査に行きました。

あと、短いところの幹線でいったら幾らかあるのですけれども、一旦過去に決めた雨水幹線ということが、近ごろ雨の降り方も全然違いますし、かといって、今1時間当たり48.4ミリ降雨を80ミリに上げるということは困難でございますけれども、実際に本当にどこを優先してしないといけないかということについては、再度考え直していかんのかなと思っております。

その中でも、やっぱり早期完成を目指す三箇牧鳥飼雨水幹線、あと1年、それから東別府雨水幹線のほうが一番最優先ということでやりますけれども、いかにせん現在面積整備率34.2%ということでございます、やっぱり今後については、分流でございますので、市民の安全・安心という面から雨水対策のほうに力を入れて、先ほど言いました箇所の本当の優先順位づけからもう一度やってみたいなと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ちょっと質問が前後するのですが、部長、当然こちらはそういう面での専門家ですよね。今おっしゃったように、雨の降る箇所によると思うのですが、安威川以南の周辺ですごい集中豪雨が起きたときに、どの辺が非常に雨水が氾濫しそうなところなのかというのは、専門家として大体おわかりでしょう。

それに対して今、東別府雨水幹線のことも三箇牧鳥飼雨水幹線の件も雨水対策の一環として、当然やっていただいているわ

けです。

しかし、より一層のスピードを上げて物事に対応してもらわんと、昨年、関東、それからその前は中国地方、その辺に集中豪雨、ゲリラ豪雨が起きて大変な災害になったわけですから、住民としては非常に切迫した気持ちがあるわけです。

専門家として、逆に行政に対して、それぞれの提言をされていると思うのですが、やっぱりその辺のスピードアップ、提言の強弱、専門家としての後押しをやっていただきたいと思うのです。やっぱり一番の基本は市民の安心・安全ですから、非常に我々としては不安な気持ちでいます。

代表質問でもいろいろしましたけど、災害弱者はどうするということを、もう差し迫っていろいろ考えていかなあかんような状況です。通り一遍でやるのじゃなくて、情熱をもって対応していただく、それを切に要望しておきます。

それと、水洗化についてはよくわかっているのです。ただ、東別府地区以外でも、ほかでもあるでしょう、そういう状況はどうなのか、ちょっと具体的にまたお教え願いたい。

それと、地域によってはそれぞれの事情が違ふと思うのです。単に高齢の方々に、私らの代では水洗化しなくていいとか、地区として、みんなで汲み取りしているから、それでいいとか、その地域地域によって事情は違ふと思うのですけど、その辺ちょっと細かく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 具体的な件数までは、個々には把握できていないところもございませぬけれども、委員がおっしゃったように、実際に独居老人、要するにお一人

でお住まいになっているご家庭と申すか、世帯については、やはりなかなか経済面とそれから排水設備をすることによって後にかかってくる下水道使用料の負担がかなり重たいことと、及びその地域の中でも、排水設備をしていこうという機運も少し弱い、そういう地区もあつたりいたします。

お願いしましても、そういう理由を言われます。もうこれ以上となると法的拘束力もございませぬので、なるだけ早い排水設備を行ってもらいたいとお願いをするしかありません。

あと、先ほど東別府ということだけで答弁させてもらいましたが、実際には、例えば千里丘東であつたりとか、例えば集合住宅でまだ排水設備を行っていない施設、こういったところについても、あわせてお願いはしに行っています、そのマンションのオーナーであつたりとか、不動産会社にです。

そういったところも含めて、これから地区割して、もっと詳しく調べて具体的に排水設備をやっていただくとするならば、どうしていったらいいのか排水設備のあり方も含めて今後、考えていきたいなど。

とにかく、今はまだ東別府をまずきっかけにしておりますので、そのほかの地区も順次、進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ご答弁いただきまして、事情は私もよくわかっているのですけど、ただ、先ほどちょっと話の中でもあつた池田市なんかはもう戦前から100%だと、池田市の議員が自慢していました。

大阪府内の衛星都市の中で、下水道の普及率がまだ100%じゃないということ

は、ちょっとまちとして恥ずかしいことだと私は思うのです。法的拘束力がないとかいうことは当然わかっていますよ、わかっていますけど、そういう点もやっぱり地域としてのグレードを上げていくには、やっぱり下水道の普及というのはいもう、当然道路のインフラとかそういうこともあるのですが、やっぱりそれは非常に重要なことだと思いますので、大変苦慮されていることはわかりますけど、さらなる対応をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

議案第19号及び議案第33号の審査を行います。

本件について補足説明を求めます。

小林次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 議案第19号、摂津市立認定子ども園条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、令和元年7月23日、文教上下水道常任委員協議会においてご協議賜りました、公立就学前施設のあり方についてに基づき、せつつ幼稚園を除く市立幼稚園と市立保育所を再編し、幼保連携型認定子ども園とするために、摂津市立保育所条

例の全部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料、条例関係、1ページから14ページの施行規則、関係条例の新旧対照表もあわせてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明させていただきます。

第1条は、認定子ども園法第12条の規定に基づき、幼保連携型認定子ども園の設置について規定しております。

第2条は、名称とその位置を規定しておりまして、認定子ども園として3園を設置いたします。

第3条は、認定子ども園としての実施事業を規定しております。

第4条は、定員について規則で定める旨を規定しております。保育の定員とべふ子ども園の教育の定員は、現状と同じでございます。とりかい子ども園及び子育て総合支援センターは、教育の定員をそれぞれ20名設定いたします。

第5条は、開園時間について、第6条は、休園日について規定しておりまして、現在の保育所と同じでございます。

第7条は、入園の資格について、第8条は、入園の承諾について、第9条は、入園の保留、退園等について規定しております。

第10条は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する旨の委任規定でございます。

次に、附則でございますが、第1項は、施行期日を規定しております。

第2項は、準備行為として必要な手続等は、本条例の施行前において行うことができることを規定しております。

第3項は、入園の承諾に関する経過措置として、改正前の保育所及びせつつ幼稚園を除く幼稚園の在園児の保護者は、入園の承諾を受けたものとみなすことを規定し

ております。

第4項から第13項までは、本条例の施行に当たり、関係条例の文言の整理を行うものでございます。

以上、議案第19号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号、摂津市立幼稚園条例を廃止する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、先ほどご説明いたしました認定こども園条例により、せつつ幼稚園を除く公立の就学前施設を令和3年度に認定こども園へ移行した後、残るせつつ幼稚園を令和4年度から認定こども園として民営化するため、摂津市立幼稚園条例を廃止するものでございます。

なお、議案参考資料、条例関係49ページから53ページの関係条例の新旧対照表もあわせてご参照願います。

附則でございますが、第1項は、本条例の施行の期日として令和4年4月1日であることを規定しております。

第2項から第6項までは、関係条例における幼稚園に係る文言を削除するものでございます。

以上、議案第33号の補足説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、議案第19号と議案第33号一括の審査ということですので、一括でお聞きしておきたいと思えます。

議案第19号の認定こども園条例、これは、公立の三つの保育所と二つの幼稚園を2021年度に認定こども園化していくもの、議案第33号は、公立せつつ幼稚園

を民営化するというものだと理解しております。

これによって摂津市の公立幼稚園、保育所合わせて6園が、公立の就学前施設としては認定こども園3園のみとなるということだと思います。

それで、最初に聞いていきたいのは、まずは認定こども園化についてです。

三つの認定こども園化は、現状の環境や条件が異なると思うのです。べふこども園、それから鳥飼保育所、とりかい幼稚園を統合してこども園、または保育所である子育て総合支援センターに幼稚園の機能を追加して、幼保連携型認定こども園にすると。

同じ認定こども園化ではありますけれども、現状の形がそれぞればらばらで、それぞれ違う形態で認定こども園化していくというような違いがあると思うのです。

共通しているのは、認定こども園化する時期、2021年度からやろうと、それから、幼稚園では通園区と通園バスを廃止していこうと、そして、いずれも公立の施設をそのまま公立として残すということだと思います。

そういった特徴があるのですが、べふこども園について最初にお聞きしておきます。

べふこども園は、2012年に別々の場所にありました別府保育所と現在の場所にありましたべふ幼稚園が、敷地内に複合施設としてのべふこども園をつくってスタートしました。ほぼ8年経過したと思えます。

保育所と幼稚園というのは、先日の一般会計の議論の中でも申し上げましたように、同じ就学前施設ではありますけれども、保育を必要としている子どもたちを見る保育施設と幼児教育を見る、保育を必要と

しないという判定のされる幼稚園と、全く違うものでありまして、このべふこども園も8年間の間に、子どもに負担をかけないように、保護者や現場の先生に、子育て支援課の皆さん、教育委員会の担当の方々が粘り強く話し合いを重ねながら、一步一步違いを埋めて現在に至ってきたと思います。

改めて今回の認定こども園化に至るこの8年間で、どんな違いがあり、どんな違いをどのように埋めてきたのかについて、お答えいただけたらと思います。

続いて、公立幼稚園の民営化について。今回の議案第33号の条例は、せつつ幼稚園を廃止して民営化にするというもので、昨年7月に摂津市と摂津市教育委員会が示した公立就学前施設のあり方についてという方針によるものだと思います。これによりますと、民営化後は、公私連携・幼保連携型認定こども園に移行するとありました。

そこでお聞きします。

まず、公立幼稚園の中でせつつ幼稚園だけなぜ民営化するのか。もう一つは、移行しようとしている公私連携・幼保連携型認定こども園というものはどういうものなのか。これまで、摂津市が公立の保育所を2回民営化してまいりました。摂津保育所と正雀保育所ですが、それぞれ保育所として民営化をして、その後、受け入れの団体が増設などをしながら園舎を建てかえて、認定こども園に変えました。これまでの民営化と今回とは少し違うように思いますが、なぜ公私連携というものになっていくのか、その意義についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、お答え

いたします。

まず、べふこども園のこれまでの取り組みの中で、どういった保育所と幼稚園の違いがあって、どのように進めてきたかということであったかと思えます。

まず、平成24年だったかと思えますけれども、べふこども園として運営を始めております。幼稚園の保護者の考え方、保育所の保護者の考え方、いろいろ考えが違ったということもお聞きしております。

その中で、例えば行事であったりとか、制服などの用品であったり、また保護者のあり方であったり、そのような違いがあったということでお聞きしております。

こちらのほうは、保護者、それから園、こちらのこども教育課とも一緒になって話し合いながら、いろいろ調整して進めてきたというところがございます。

現状は、4歳児、5歳児ともに混合保育ですね、保育所の子どもたちも幼稚園の子どもたちも一緒のクラスで保育を行っているというところで、本当にどちらがどちらの在籍かわからないぐらいうまく混合保育ができていると感じるところでございます。

また今回、子育て総合支援センター、それからとりかい幼稚園ともに認定こども園へ移行しますが、ちょっと状況は違うことではあるのですけれども、こういったべふこども園の実績がございますので、このようなことも参考にしながら丁寧に進めていきたいと考えております。

次に、せつつ幼稚園の民営化というところで、その理由でございます。

せつつ幼稚園につきましては、ここだけではないのですけれども、かなり幼稚園のニーズが減少しているというところがございます。せつつ幼稚園ですと、定員19

5名であるのですけれども、もう充足率が40%ぐらいになっております。施設的にも有効活用ができていないというところと、安威川以北の待機児童の問題というものがございまして、やはり施設を有効活用して待機児童の解消を図っていききたいということがございまして、今までも民営化を進めてきているのですけれども、やはり民間の力をかりて待機児童の解消を図っていききたいというところで、今回、そのような方針を出ささせていただいたということでございます。

あと、公私連携・幼保連携型認定こども園ということでございます。

こちらにつきましては、全国的に保育所の民営化を進めておられるのですけれども、そのときに多くの自治体で採用されている手法でございます。民設民営ではあるのですけれども、本市と公私連携の法人が協定を締結して、市の関与をより明確にする、強くするというところでそういった協定を結んで、本市が望んでいる認定こども園での教育・保育の提供をしていっていただきたいというところで今、考えているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ベふこども園のこの8年間で、簡単に違いがあり、その違いを埋めるためにいろいろ努力してきていただいたということでもあります。

混合クラスも初めは5歳児から、そして4歳児に広がっていくと、どちらにしても、おっしゃいましたように、保護者会の時間を決めるにしても、また子どもたちも早く帰る、遅くに親が迎えに来る子、いろいろなケースがあって、子どもの気持ちも考えたり、または保護者の働き方に合わせたり、

または働く幼稚園教諭と保育所の保育士も、会議をする時間が違っていたり、研修する時間が違っていたり、中身はそんなに大きな違いはないにしても、今まで培ってきた職場の風土や文化の違いというのも、それは埋めるには相当の努力、根気よく、けんかもしながらやってこられたのかなと思います。そういう意味では、この間の努力については、敬意を表したいなと思っております。

その上で、来年の4月にとりかき幼稚園と鳥飼保育所、隣同士ではありますけれども全く違う施設として、違うものが一つになっていくということは、やはり同じような努力とか苦労は、当然予想しないといけないと思っています。

丁寧に説明していただくことと、一步一步着実に急がないで調整を図っていくということは当然のことではありますが、今度の公立幼稚園の認定こども園化の特徴として、通園区と通園バスの廃止をされるということです。保育所は当然園区はありませんし、民間の幼稚園でも園区はありません。広い地域の中で園児が集まってきているということで、やはり通園区が廃止されるということであれば、通園バスというのはどうしても必要になってくるのではないかなと思うのです。その点、仮に通園区が廃止されなくても、鳥飼地域ですと非常に広い地域になっていきますから、そういう点では、やはり通園バスというのは廃止ありきではなく、議論を続けていっていただきたいなと思いますけれども、その点の認識についてお聞かせいただきたい。

同時に、幼稚園のニーズが減ってきたと、せつつ幼稚園の場合は充足率が四十数%、恐らくとりかき幼稚園はもっと低かったのかなと思うのですけれども、ニーズが減

ってきたことに対して、どうやって公立の幼稚園に園児を呼ぼうかという努力というのはされてきたのかどうなのか、その点、非常に疑問に思っています。

民間幼稚園と比べて公立幼稚園の劣るところといえば、保育時間、それから2年保育というところに尽きるのではないかなと思います。認定こども園化後、この2年保育を3年保育にしていく、3年保育も今度は公立の認定こども園でもやっていく、通園バスも廃止ありきではなくて、議論を重ねていく、できれば存続を考えていくというようなお考えがないか、その点の認識を伺いたいと思います。

それから、子育て総合支援センターは、これまた今度とりかえと全然事情が違います。

現にある保育所で、待機児童がたくさんいると、今弾力運用で狭い園舎の中で何とか入ってもらっているという状況の下で、公立保育所としてすべきことは、1号認定の子どもを受け入れる前に、今いる保育を必要としているのに保育所に入れない安威川以南・以北の子どもたちの保育の受け入れ、定員をふやすことだと私は思うのですけれども、今回そういったことなしに進められるというのは、非常に問題があると思いますが、改めて子育て総合支援センターを認定こども園化するというのは、この間もお話がありましたけれども、わかりやすくご説明いただきたいと思います。

それから、公立幼稚園の条例廃止と民営化についてです。

公私連携というものは、最近いろんなところでも始まっているとは聞きますけれども、余り耳なれない方式なのかなと思うのです。

公私連携といって、法人がつくられて協

定を結んでということになりますと、今までの民営化よりは、より公的な関与というのが強まっていくものなのか。これまでも摂津保育所、正雀保育所の民営化に当たっても、摂津市の公共財産である土地とか建物を無償譲渡、もしくは無償貸与して、摂津市の保育を担ってもらおうということで民営化をされました。選定にいろいろな条件もつけ、決定後も運営にかかわって、3者間での検討委員会、話し合いも続けていられていますので、公的な関与もされてきたのかなと思いますけれども、公私連携となりますと、もっと公的な関与があるのか、どんな関与ができるのか、選定条件についてもお聞かせいただきたいと思います。

2回目は以上です。

○嶋野浩一郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、お答えいたします。

まず、通園バスについてでございます。通園バスにつきましては、現在、無償で運行しているという状況です。北摂での状況を見てみますと、池田市の一部の地域を除いて、その他全て廃止されているという状況でございます。

平成27年度から子ども・子育て支援制度が始まって以来、民間のほうでも認定こども園がふえております。鳥飼の地域でも多くの園が認定こども園に移行されているという状況で、1号定員枠も多く設けていただいているというところがございます。より家から身近な場所に1号定員の枠、幼稚園の枠の定員を設けられているというところ、そういう状況にあるかと思えます。

また、私立の幼稚園では、通園バスも走らせておられますので、さまざまな選択肢

の中で保護者が希望する施設が選びやすくなっているのかなと考えております。

通園バスの利用者が減ってきている中で、費用対効果としてもなかなか難しい面もございます。そういったところからも、やはり通園バスを今回廃止するという方針を出させていただいたというところがございます。

次に、幼稚園の3年保育のところがございます。これまで本市の幼児教育というのは、公立幼稚園、私立幼稚園それぞれあるのですけれども、もともとは私立幼稚園が初めに整備されて、それを補完するような形で公立の幼稚園ができてきたというところで認識しております。その中で、私立幼稚園は3年、公立は2年というところすみ分けを行ってきたというところがございます。2年保育を3年保育にというところでもご意見があるのですけれども、逆に2年保育の需要と、ニーズというのも聞いております。子ども・子育て会議でもそういった意見をいただいております、やはり3月生まれとか、2月生まれのお子さんについては、なかなか3年保育ですと3歳になりたてで入園することになってしまうと。ついていくのも難しいというご意見もいただいております。そういうこともあって、やはりすみ分けですね、これからも3年保育と、2年保育のニーズもあるというところで、そこは公立のほうで対応していきたいと考えております。

次が子育て総合支援センターの認定こども園化というところで、こちらにつきましては、今子育て総合支援センター、定員が130名というところで認定こども園移行後も保育の定員は130名というところで、定員の変更はないというところがございます。ただし、今若干弾力運用を行

っているところなのですけれども、それがなかなか難しくなる状況ではあるかと思っております。しかしながら安威川以北の待機児童を見ますと、やはりせつつ幼稚園のあたり、正雀、三島、南千里丘、あのあたりの待機児童がかなりふえているというところで、我々としては、せつつ幼稚園を民営化して、保育定員を設けることで安威川以北全体の定員増につなげていきたいと考えております。せつつ幼稚園の幼稚園枠については、今2年保育なのですけれども、必要によっては3年保育というのも考えております。そうした場合、安威川以北の2年保育の場所として、子育て総合支援センターで1号定員を設置したいというところで考えているところがございます。

最後、公私連携幼保連携型認定こども園の協定の内容等でございます。こちらについては、選定基準等も含めて、今後選定委員会を設置していきたいと考えております。その中でいろいろ保育の内容ですね、例えば延長保育の実施であったり、病児保育を盛り込むかどうか、そのあたりについても検討して書き込める内容を精査していきたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 通園バスについては、よその市がほとんど廃止しているから費用対効果も悪いのでやめてしまえというような乱暴な話のように聞こえてならないですね。民間の保育所も認定こども園になっているので、幼稚園に行きたい人は近くの認定こども園に行ったらええやないかと。2年保育を望んでいても近くになれば行けないので近くの3年保育で行けばいいのじゃないかということにもなりかね

ない。通園区がなくなるということは、現在でも鳥飼の遠い地域から2年保育がいいとって、公立の鳥飼幼稚園に通う人もいます。そういう人たちを大事にしていきたいということであるのだったらやはり通園バスもきっちりと残していくことも議論していく必要があるのじゃないか。現状、保護者の方々からいろいろ意見も聞かれたとおっしゃいますけれども、今聞いておられる保護者の方々というのは、認定こども園になったときには幼稚園、保育園にいらっしゃらない方ですよ。だからまずは通園バスを残しながらきっちりと意見も聞いていくということも当然やっていく必要があるのじゃないかなと思います。

幼稚園の分野は、この間、民間がリードしてきたと。公立が後からいって保育の期間のすみ分けも必要だということは、何度もお聞きしてきました。公立幼稚園の保育料の値上げのときもそうですし、幼稚園の統廃合、せつつ幼稚園と旧三宅幼稚園が統廃合したときもそうでした。しかし現在、どうなっていますでしょうか。その当時の公立幼稚園はどんどん減って、逆に新しい新設の幼稚園、認定こども園は全部が民間園になってきていますから、民間幼稚園の民業を圧迫するというものでは決してありませんので、公立の認定こども園の幼稚園の分についても3年保育でやるとか、通園バスをやるなりして、本当に公立の施設に入りたいという人たちに来てもらえるようにするというのは、当然やらなければいけない努力ではないかなと思いますけれども、もう1回だけ聞かせてください。

それから子育て総合支援センターについて、待機児童解消というのを第一に考えたときに、保育の受け入れ枠をどうやってふやしていくのか。お隣の旧三宅小学校の

跡地等活用しながら、公立の施設として考える。もちろん認定こども園をやる、1号認定の受け入れ先が必要だということであれば、当然認定こども園が選択になるのでしようけれども、その中でも2号、3号の保育を必要としている人たちの受け入れ枠をふやす努力をするというのがまず必要だと思います。これは意見として申し上げておきます。

それから民営化についてです。浅田課長、摂津市の保育や就学前教育について一生懸命取り組んでおられる姿はいつも見えていますし、何とか待機児童を減らしたいという思いで、お仕事をされているということもよくわかりました。ですけれども、公立保育園に対してのレスポクトは余りにもなさ過ぎじゃないですか。自分たちの運営している公立の幼稚園、公立の就学前の施設というのはどんな意義があるのか。もちろん財政的な問題でいうと厳しいものがありますけれども、これまで十分民営化をやってきて、あとのこり4園しかないわけでしょう。それを地域の中でしっかりと生かしていくことが子育て支援の大事な役割ではないかなと私は思います。公立の施設といいますと、やっぱり公的な責任を持って、直接現場で進めることができる。例えばいろいろな困難を抱えているお子さんの受け入れであるとか、問題解決に直接行政がかかわってもらえる安心感があると思うのですよ。園の中でいろんな問題が起きたときに直接園に言えない。しかし公立の場合は、直接それが行政につながるということでの安心感があります。認定こども園というのは、保育所や幼稚園と似ていますがけれども、法体系が違うのは、浅田課長もよくご存じのとおり直接契約なので、ですから園と保護者が直接契約を結

ぶ。ですから園の側は基本的には受け入れますけれども、例えば重い障害を持っているお子さんについて保育所ならば受け入れなければいけないですけれども、認定こども園であれば体制がとれないということで、正当の理由を述べて拒否することができる。だからそういった問題があるのです。認定こども園でも公立でやっていたら、拒否するという選択肢はなかなかとることができない。そういう意味では保護者の側からしても、または子育てに悩みを持っている方だからこそ、公立に対する安心感というのを持っておられるのだと思うのです。民間には民間のよさはあります。伸ばしていく必要はありますが、本当に保育に自信がない、子育てに悩んでいる、お子さんに課題を抱えているという方々が安心して預けられるというのが公立の保育所であったり、公立の就学前施設だと思えます。その点だけちょっとご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○嶋野浩一郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、お答えいたします。

まず1点目、公立の幼稚園で3年保育というところがございます。繰り返しの答弁にはなるのですけれども、やはり先ほども申しましたようにすみ分けが必要というところで今のところ考えております。2年保育のニーズということも聞いております。2年保育のよさというのもあるかと思えますので、これについては、この方針どおり2年保育というのを実施していきたいと考えております。

あともう一つ、公立の役割というところがございます。こちらのほうについても、今までも何度かご議論させていただいているかと思えます。公立保育所、民間保育

所、また認定こども園につきましても、それぞれ保育所保育指針であったり、認定こども園の教育要領であったり、それに基づいて、公立も民間もそれぞれ高い水準の保育を提供しているというところで認識しております。公立としましては、これまでも地域の子育て支援拠点となっていて、さまざまな関係機関と連携してきたというところがございますけれども、これにつきましても、公立、民間ともに今後も充実、推進していかないといけないというところであるかと思えます。公立、今までいろいろ子育て支援、地域の子育て支援もしてきています。保育も含めて、そういった実績については、今後も民間園とも連携してそういったいい取り組みについては、広く発信して広げていくよう今後とも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後にします。

認定こども園化については、やはりじっくり時間をかけて保護者の意見を聞く、現場の意見を聞く、急ぎ過ぎないということが必要だということを申し上げておきたい。とりわけ通園バスの問題は改めて要望しますが、廃止ありきでなく、議論を続けていっていただきたい。

子育て総合支援センターについては、環境を整備する。受け入れの拡大ができる安全な環境を整備しながら2号、3号認定のお子さんの受け入れをふやすことが必要だということを申し上げたいと思えます。

それから民営化の話です。民間も公立も公私ともに保育指針があり、幼稚園の学習指導要領のようなものがある。それぞれちゃんとした専門的な知識を持った先生や保育士が子どもの利益第一にやっておら

れるのだと思います。ただ、民間は民間でいいことはありますけれども、しかしどうしても民間園であるからこそ、経営の効率化もやはり考えないといけない部分がある。何でもかんでもお金を使えばいいということではありませんが、やっぱりたくさん子どもたちを預かる園として、いろんな課題を抱えている子を受け入れることができないということがあり得ると思います。しかし、公立であれば、そこはしっかりと受け入れて、最後の子育て支援の砦でもあるわけでありますから、そういった面から公立の施設に対しての期待とか、安心感を持っている保護者の方々がたくさんいるということはちゃんと理解しておいていただきたいと思います。民営化については、私は絶対にやるべきではないということをお願いして、質問を終わります。

○嶋野浩一朗委員長 ほかがございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。
（午後 2 時 5 6 分 休憩）
（午後 2 時 5 9 分 再開）

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。
討論に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○嶋野浩一朗委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第 1 号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第 2 号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 賛成多数。
よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第 3 号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 賛成多数。
よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第 9 号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第 10 号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第 11 号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第 19 号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 賛成多数。
よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第 23 号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）
○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後3時1分 休憩)

(午後3時6分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

時間の関係上、今回の会期中に視察先等の決定は困難かと思われますので、本会議最終日において協議・決定させていただきたいと思います。なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、閉会中に調査することが図られます。本委員会の所管事項につきましては、学校教育行政について、生涯学習行政について、児童福祉行政について、上下水道行政についてを令和2年度末まで閉会中に調査することいたしますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、次回開催時は、視察事項、候補地及び候補日を提案いたしますので、よろしく願いいたします。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後3時7分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上水道常任委員長 嶋野浩一郎

文教上下水道常任委員 樽村 一臣